

相談事例

《相談の内容》

日常、**クレジットカード払い**を利用している**60代の女性**からの相談。

ポイントを溜めるため、買い物のほかに、公共料金も**カード払い**にするなどカードをよく利用している。**借金**をしないよう、**毎月、一括払い**にしていたが、ある時から、**支払額が一定**になり、**残高が40万円以上**もあることがわかった。

そういえば、いつだったか、**カード会社から勧められて、支払い方法を変えた**ような気もするが、まだ、こんなに、支払残高があつてショック！

仕組みを理解せずに、クレジットカードをリボ払いに変更したら、気づかぬうちに支払残高が高額に…

《対応の内容》

クレジットカードの支払方法には、一括払いのほか、分割払い・分割払いの一種であるリボルビング払い（以下、リボ払い）などがあります。買い物ごとに回数指定で支払う分割払いに対して、リボ払いは、買い物ごとでなく、毎月一定額を支払っていくものです。無理なく支払えるメリットはありますが、支払期間が長期化し、手数料がかさんだり、支払残高がわかりにくくなるなどの問題点もあります。本件では、相談者が、カード会社から、リボ払いを勧められ、仕組みを理解しないまま手続きに応じていたようです。やはり、カード利用の際は、仕組みをよく確認し、理解してから手続きすることが大切であるとともに、カード会社においても、消費者にとってわかりやすい表示や情報提供に努めることが必要であると考えます。

身守りのポイント

近年、高齢者もクレジットカードを持つことが多くなりました。カード利用は、サイフを持ち歩かなくてもよい、ポイントが溜まるなど便利な反面、決済方法などが複雑、多様でわかりにくい部分もあります。また、安易に利用を重ねた結果、多重債務に陥っていく危険性もあります。カード利用については、所有するカードの仕組みを理解すること、必要最小限の利用にとどめること、毎月の利用明細をよく確認することなど、日頃から、家族や周囲で話し合っておくことが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111